

運営規程の概要

2024年8月1日 現在

事業所名	スプリングテラス明舞		サービスの種類	ユニット型指定介護老人福祉施設	
				(介護予防)短期入所生活介護	
所在地	〒673-0862 兵庫県明石市松が丘4丁目1-43		管理者	高橋 智英	
連絡先	電話番号	078-911-5151	FAX番号	078-911-5158	
事業所の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設	入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。			
	(介護予防)短期入所生活介護	ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、(予防)短期入所生活介護サービスを提供します。			
当事業所の運営方針	ユニット型指定介護老人福祉施設	<p>①入居者の意思や人格を常に尊重し、入居者を主人公とした援助に努めるものとします。</p> <p>②施設サービス計画に基づき、プライバシーを確保し普通の暮らしに近い日常生活を共同で営んでいただけるよう努めるものとします。</p> <p>③地域交流スペースを活用して家族や広く地域の方々にも、気軽に足を運んでいただけるような、開かれた明るい施設作りに努めるものとします。</p> <p>④関係行政機関・サービス実施機関等との連絡調整を行い地域福祉の向上に努めるものとします。</p>			
	(介護予防)短期入所生活介護	<p>①ご利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った(予防)短期入所生活介護サービスを提供します。</p> <p>②利用者の心身の状況に応じた介護サービス計画をもとに、残存能力を生かした自立支援を行います。</p> <p>③市町村や関係機関との緊密な連携を図り、総合的なサービス提供を行います。</p>			
定員	ユニット型指定介護老人福祉施設:80名 (介護予防)短期入所生活介護:20名				
協力病院	明舞中央病院	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、神経内科、腎臓内科、糖尿病内科、外科、整形外科、脳神経外科			
	津川歯科医院	歯科 小児歯科 歯科口腔外科			
利用料	法定代理受領分		介護報酬告示上の額(別紙)		
	法定代理受領分以外		介護報酬告示上の額(別紙)		
その他の費用	食費:1,553円/滞在費:3,060円				
	減額の詳細及びその他費用等については別紙掲載				

勤務体制及び職務内容

職 種	職 務 内 容
施設長(管理者)	職員の管理及び業務の実地状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に業務の総括の任に当たります。
看護職員	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための助言等を行います。
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、便宜生活支援を行います。
介護支援専門員	入居者に係る事業所サービス計画(ケアプラン)を作成します。
機能訓練指導員	利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその減退を防止するために、機能訓練に係る計画を作成のうえ、必要な機能訓練等を行います。
管理栄養士	食事の献立作成、カロリー計算、入居者に対する栄養指導等に関する業務に従事します。

サービスの概要

食 事	<p>当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>食事時間 : 朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食17:30～</p> <p>※食事時間は決まっておりますが、ご利用者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事をとっていただけるよう配慮いたします。</p>
入 浴	<p>入浴又は清拭を最低2回/週以上行います。</p> <p>寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することができます。</p>
排 泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
健康管理	<p>医師や看護職員が健康管理に努めます。</p> <p>必要に応じて協力病院への外来受診も配慮いたします。</p>
送迎サービス	<p>ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。</p>
その他自立への支援	<p>寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。</p> <p>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。</p> <p>清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</p>

秘密の保持

- ・当事業所の従業者は、その業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- ・当事業所は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密の保持を行います。
- ・当該事業所は、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合はご家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- ・当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

身体拘束の廃止

- ・当事業所は、サービスの提供に当たって、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・当事業所は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ・身体拘束廃止委員会を設置する。
 - ・「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間、その時点でのご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録。
 - ・ご利用者又はご家族に説明し、その方法がなかったかなど改善方法の検討。

虐待防止について

- ・施設はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - ・職員に対する虐待を防止するための研修の実施
 - ・ご利用者及びそのご家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のための必要な措置
- ・施設はサービス提供中に、当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に連絡するなど必要な措置を講ずる。

非常災害対策

- ・当事業所は非常災害に備えて定期的に避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上行います。
- ・当事業所は風水害、地震に備えて地元との協力体制を整えます。

苦情処理の体制

- ・円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順

相談・苦情があった場合、至急に苦情解決委員会を開催します。問題の詳細を把握するために関係職員、ご利用者等から必要に応じて、状況の聴取を実施し事実関係を確認します。

把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

苦情申出人が第三者委員への報告を希望する場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。第三者委員に報告した場合は、必ず返答をもらい苦情申出人に結果を報告します。

- ・苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

《苦情受付窓口(担当者)》

	施設長	高橋 智英	
特養	生活相談員	宮元 雅弘	白間 明子
短期入所	生活相談員	庵下 みゆき	
	受付時間	月曜日～金曜日	9:00～17:00

- ・苦情解決マニュアル

苦情解決マニュアルを作成、その内容を職員、ご利用者、ご家族に徹底することにより適切な対応が出来るようにしていきます。

当事業所において、処理し得ない内容については、明石市、国保連等の関係機関との協力により適切な対応方法をご利用者の立場に立って検討し対応します。

- ・行政機関その他苦情受付機関

《市町村窓口》

明石市福祉局 高齢者総合支援室	所在地:兵庫県明石市中崎1丁目5-1 電話:078-918-5166 FAX:078-918-5133 受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00
--------------------	---

《公共団体窓口》

国民健康保険団体連合会	所在地:神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1-1801 電話:078-332-5601 FAX:078-332-0986 受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00
-------------	---